

### ◆大洲市上水道使用条例の一部改正について

**説明** 民法改正に伴う給水装置の新設等の申し込みに関して新たな規定を設け、また将来にわたり水道事業を健全に経営していくため料金を改定する。

本市の水道事業は、人口減による料金収入の減少、施設の老朽化による更新需要の増大、南海トラフ地震に備えた耐震化への対応、さらには堤防整備や激特事業による水源地の移転や水道管の移設などの義務的経費が増大し、非常に厳しい状況となっていることから、大洲市水道事業経営審議会で「水道事業の健全経営」について審議された結果、料金の改定はやむを得ない、また負担の公平性から料金を市内で統一すべきとの答申がなされ、それを受けて理事者において検討・協議を行い、料金の改定に至った。

改定内容は、市内の料金を統一し、市全体で平均約15%引き上げ、新しい料金の適用時期については、地域経済が厳しい状況であり市民生活に直ちに負担が生じることをないよう、1年後の令和6年4月使用分からとなっている。

**問** 料金を改定しても数年後には厳しい状況になると思うが、今後もさらに料金改定が必要となるのか。

**答** 水道事業については、人口減で収入は減少するが、逆に施設の維持管理や更新は増加している。将来にわたって安定的に水を供給していくためには、3年から5年のサイクルで、社会情勢も鑑みながら段階的に料金を見直していく必要がある。

市としても、施設の統廃合など様々な方法により、できる限り経費を節減し、料金の上げ幅をなるべく少なくできるよう努めていきたい。

### 《令和5年度大洲市一般会計予算》

### ◆猫不妊去勢手術費補助金

**説明** 近年、飼い主の身勝手な都合から飼育を放棄した「飼い主のいない猫」が生まれ、鳴き声や糞尿等による被害や近隣トラブルへと発展するケースも多く、猫を哀れんでの無責任な餌やりがトラブルを助長している。そのため、令和4年度より猫の無秩序な繁殖の抑制と動物愛護及び適正管理を図るこ

とを目的に、不妊去勢手術費用の一部を助成している。

**問** 一般的な手術費はどの程度なのか。

**答** 大洲市内で手術をした場合、去勢手術が1万5,000円から1万8,000円程度、不妊手術が2万5,000円から2万7,000円程度と伺っている。

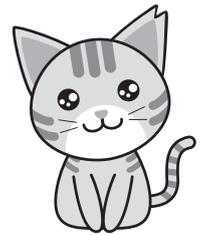
**問** 補助事業の概要は。

**答** 飼い猫は飼い主の責任のもと飼っていただくのが原則であるため、助成額の上限を去勢は2,000円、不妊は4,000円とし、1世帯1頭のみとしている。

一方、飼い主のいない猫については、任意のボランティア団体の方々が、猫の不妊去勢手術を自費で行っている現状を踏ま

え、助成額の上限を去勢は4,000円、不妊は8,000円とし、頭数の制限は設けていない。

今後も猫による被害や不幸な猫を少しでも減らしていきたいと考えている。



### ◆陳情第2号 飼料価格高騰対策に関する陳情書

**趣旨** 畜産経営は生産費に占める飼料費の割合が高く、特に配合飼料原料のほとんどを輸入に依存しているため、輸入価格の高騰が経営に及ぼす影響は極めて大きくなっていることから、価格高騰の影響を可能な限り緩和し、畜産農家の負担を軽減するよう積極的に取り組む必要がある。

畜産農家の経営安定を図るため、セーフティネットである配合飼料価格安定制度の見直しの外、2項目について、政府及び関係機関に意見書を提出するよう陳情されているもの。

**意見1** 事業者から、借金して事業を続けるか、それとも廃業かという苦しい選択に迫られている声も伺っている。また、市から支援していただいているが、なかなか事業がうまくいかない状況であるため、国からのさらなる支援を求めるため、議会として意見書を提出すべき。

**意見2** 飼料価格高騰の影響を受けて畜産農家は大変困っている。畜産農家を助けるためにも採択すべきである。

**審査結果** 採択